

第43回むかわ町穂別流送まつり出店取扱い要領

本要領は、第43回むかわ町穂別流送まつりの趣旨に即し、穂別の産品に対する愛用意識の高揚と広く宣伝を図るため、会場内における模擬店の出店に関し、必要な事項を定めるものである。

1 模擬店の範囲

- (1) むかわ町内で生産若しくは加工された食料品及び民芸品、緑化木、草花及び山菜等。
- (2) (1)に掲げるもの以外で、実行委員長が特に出品を認めた商品。

2 出店者の資格

- (1) むかわ町内に住所を有する農林業者、商工業者、各種団体及び個人で、上記1に掲げる商品の生産、加工または取り扱いができる者。
- (2) 流送まつりの趣旨及び開催の必要上、実行委員長が特に認めた者。
- (3) いかなる場合においても、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員に該当する者、またはこれらと密接な関係を有する者の出店は認めない。
- (4) 出店内容により、食品衛生責任者の設置が必要となる場合は、必ず設置を行うこと。

3 出店区画

- (1) 出店区画は、実行委員会が設定した範囲内とし、設定区画以外での出店はできない。
- (2) 出店者は原則として1団体（個人）1区画とする。なお、実行委員会は、出店者数等により、区画幅の増減、その他必要な調整を行うことができる。

4 出店申込手続き

- (1) 出店希望者は、所定の申込書を、6月19日（金）午後5時30分までに実行委員会へ提出すること。
- (2) 食品衛生責任者の設置が必要となる出店者は、出店申込時に食品衛生責任者資格証の写しを添付すること。
- (3) 苫小牧保健所等に対する許認可手続きが必要な場合は、官公庁の指導及び指示に従い、出店者自らの責任において行うこと。
- (4) 各種許認可手続きは、出店者会議までに済ませ、開催日までに必要な許認可を受けていること。

(5) 出店希望者は、本要領及び出店者会議で配布される資料等に記載された事項を遵守する義務を負う。

5 出店者及び出店場所の決定

(1) 出店者の決定は、申込受付後、実行委員長が行う。

(2) 出店希望者の数が募集区画数を超えた場合は、実行委員会の抽選により出店者を決定することができる。

(3) 実行委員長は、商品の競合や拡充等の方針に沿って、出店者の調整を行うことができる。

(4) 出店場所は、出店申込時に指定できるが、販売内容等を考慮し、最終的に実行委員会が決定する。

6 食品衛生

(1) 食品を取り扱う出店者は、食品衛生関係法令及び苫小牧保健所等の指導を遵守すること。

(2) 食品衛生責任者は、出店当日、模擬店内に常駐すること。

(3) 調理にあたっては、手洗いを励行し、提供食品は十分に加熱するなど、食中毒、0157その他の食品事故が発生しないよう衛生管理を徹底すること。

(4) 食品の保管、管理、提供については、出店者の責任において適切に行い、盗難、腐食等に対して実行委員会は一切責任を負わない。

(5) 出店者が取り扱う販売品目または提供するサービスでお客様に損害を与えた場合、出店者はその賠償の責任を負うものとする。

7 設営、撤収

(1) 出店者は、設営・撤収について、実行委員会が指定する内容に従うこと。

(2) 設営・撤収にかかる一切の経費は、出店者の負担とする。

(3) 会場のテントの設営及び撤収は、出店者において行うものとする。

(4) まつり開催中の商品補充は、交通規制が行われるため、車両の運行及び駐車等について、実行委員会及び交通指導員等の指示に従うこと。

8 会場準備及び後片付け

(1) 出店者は会場準備及び後片付けの全体作業に協力するものとし、各出店者から必ず最低2名以上（実行委員は作業員数に含めない）が参加しなければならない。

① 会場準備

7月17日（金）午後1時～穂別ふれあい公園集合

② 後片付け

7月19日（日）午後3時～穂別ふれあい公園集合

9 営業時間及び販売

(1) 営業時間は次のとおりとする。

① 令和8年7月18日（土）午後3時00分～午後8時30分まで

② 令和8年7月19日（日）午前9時00分～午後3時00分まで

(2) 出店者は、各営業開始時間の30分前までに販売準備を完了させること。

(3) 出店者は、販売責任者を模擬店内に必ず配置すること。

(4) 出店者は、プライスカードを必ず明示するとともにお客様に対する買い物袋等は出店者が準備すること。

(5) 販売にあたっては、商品の品質管理に十分留意するとともに、心のこもったおもてなしをもって、お客様と接すること。また、「まつりを一生懸命盛り上げようとする元気と、かつ品位」を忘れずに対応すること。

(6) 品切れ等による販売品目の変更、営業休止又は退店はできない。やむを得ずそのような状況が生じた場合は、速やかに実行委員会へ報告し、指示を受けること。

(7) 出店者の販売品目等については、実行委員会は一切調整を行わない。

10 商品、貴重品及び金銭の管理

(1) 商品、貴重品及び金銭の保管及び管理は、出店者の責任において行うこと。

(2) 商品、貴重品及び金銭の盗難、腐食、紛失、破損等について、実行委員会は一切責任を負わない。

(3) 商品、貴重品及び金銭の保管場所は、各出店者に定められた出店場所内とし、販売に支障のないよう整理して保管すること。

(4) 営業時間以外における出店物の警備は、実行委員会では行わない。なお、営業時間以外は模擬店の横幕を出店者が設置すること。

(5) 釣銭は、出店者で用意すること。

11 火気及び電気機器等の使用

(1) 火気類、電気機器等を使用する場合は、その安全管理を徹底すること。

(2) 火気類、電気機器等を使用する出店者は、消火器（6型以上）を出店者の責任において設置すること。

(3) 出店者は、実行委員会、消防機関その他関係機関の指示に従うこと。

12 ゴミ処理及び清掃

(1) 模擬店内外は、常に整理整頓に努めること。

- (2) 出店により発生したゴミ、残飯、廃材、包装資材等は、各出店者の責任において必ず持ち帰らなければならない。
- (3) 出店終了後は、出店場所及びその周辺を清掃し、原状回復に努めること。

1 3 出店料等

- (1) 出店者は、実行委員会が定める額を出店者当日までに納入すること。
- (2) 出店者負担金の減額、減免は行わない。
- (3) 各日の売上額、実行委員会へ報告すること。

1 4 譲渡・又貸し等の禁止

- (1) 模擬店の出店者は、その権利を譲渡・貸与してはならない。

1 5 事故、損害及びトラブルへの対応

- (1) 事故、苦情その他緊急を要する事案が発生した場合は、関係機関に通報するとともに、速やかに実行委員会へ報告すること。

1 6 その他

- (1) 本要領に定めのない事項は、実行委員会の指示に従うこと。